

クリーニング業に従事するため取得している各種資格の免許等再発行・再交付について（岩手・宮城・福島・茨城）

免許・資格	関係法令	更新等の期間	取得時の発行物	再発行等に関するお問合せ窓口
クリーニング師	クリーニング業法	3年間 (研修)	免許	①クリーニング師免許は所管の各保健所へお問合せください ②クリーニング研修修了証の再発行は各指導センターへお問合せください ・(財)岩手県指導センター 019-624-6642 ・(財)宮城県指導センター 022-343-8763 ・(財)福島県指導センター 024-525-4085 ・(財)茨城県指導センター 029-225-6603 ・参考:(財)全国指導センター http://www.seiei.or.jp/db_meibo/index.html
特別管理産業廃棄物 管理責任者	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	なし	講習修了証	修了証を取得した各機関で再発行 ・上記の各指導センター ・(財)日本産業廃棄物処理振興センター 03-3668-6511 http://www.jwnet.or.jp/ 等
有機溶剤作業主任者	労働安全衛生法	なし	講習修了証	①各労働基準協会での再発行 ・岩手県 019-623-6521 ・宮城県 022-265-4091 ・福島県 024-522-6717 ・茨城県 029-225-8881 ②「技能講習修了証明書発行事務局」でも再発行 03-3452-3371 または 03-3452-3371 http://www.jaish.gr.jp/html/gino_quit.html ※近日中に詳しい手続き方法について同事務局のホームページで公開されます
ボイラー技士	労働安全衛生法	なし	免許	免許を取得した地の労働局安全衛生課(試験地又は書き換え後の所在地等)で再発行 ・岩手県 019-604-3007 ・宮城県 022-299-8839 ・福島県 024-536-4603 ・茨城県 029-224-6215 ・参考:全国の安全衛生課はこちら↓から検索できます http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ ※なお、ボイラー溶接士は2年間で更新が必要です
危険物取扱者	消防法	10年間	免状	免状を取得した委託機関(試験地又は書き換え後の支部等)で再発行 ・(財)消防試験研究センター各支部 ・岩手県支部 019-654-7006 ・宮城県支部 022-276-4840 ・福島県支部 024-524-1474 ・茨城県支部 029-301-1150 ・上記で不明な場合、(財)消防試験研究センター本部 03-3597-0220 http://www.shoubo-shiken.or.jp/ 等

①以上、各資格等に関する情報について関連するホームページ等で確認したものです。詳しくは、直接お問合せください。

②なお、再発行の際の手数料（及びその被災者に対する免除）、郵送料等、同じ資格であっても各機関で一律ではないようですので、申し添えます。

③また、今後各機関の対応により、変更が生じるかもしれませんのでその点もお含みください。